

聖籠町下水道排水設備等指定工事店規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

聖籠町長 渡 邊 廣 吉

聖籠町公営企業管理規程第三号

聖籠町下水道排水設備等指定工事店規程の一部を改正する規程

聖籠町下水道排水設備等指定工事店規程（平成二十二年聖籠町公営企業管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号ホ中「イからニまで」を「イからホまで」に改め、同号中ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ 工事業者が、聖籠町暴力団排除条例（平成二十四年聖籠町条例第一号）第六条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と社会的に避難されるべき関係を有すると認められる場合

第四条第一項第七号を第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 暴力団等の排除に関する誓約書（別記様式第八号）別記様式第一号を次のとおり改め、別記様式第七号の次に次の別記様式第八号を加える。

別記様式第8号（第4条、第8条関係）

暴力団等の排除に関する誓約書

年 月 日

聖籠町長 様

住所（所在地）
商号又は名称
代表者職・氏名 印

私は、次の事項について、いずれにも該当しないことを誓約いたします。
また、次の事項に該当することとなった場合には、速やかに届け出るとともに、許可の取り消しなど、聖籠町の行う一切の措置について異議申し立てを行いません。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
- 2 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- 3 暴力団員と認められる者
- 4 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- 5 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- 6 法人にあっては、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。7において同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
- 7 法人にあっては、その役員のうちに3から5までのいずれかに該当する者があるもの

別記様式第八号（第四条、第八条関係）

別記様式第1号（第4条、第8条関係）

年 月 日

下水道排水設備指定工事店指定申請書 （新規・継続）

聖籠町長 様

申請業者	ふりがな 商 号	-----	
	ふりがな 代表者住所・氏名	電話 ()	印
	ふりがな 営業所所在地	電話 ()	

〔添付書類〕

- 1 個人の場合は、成年被後見人又は被保佐人あるいは破産者でないことを証する書類
- 2 申請者(法人の場合は代表者)の住民票記載事項証明書又は外国人登録済証明書
- 3 申請者(法人の場合は代表者)の経歴書
- 4 法人の場合は、商業登記簿謄本及び定款の写し
- 5 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（別記様式第2号）
- 6 専属責任技術者名簿(別記様式第3号)
- 7 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類
- 8 暴力団等の排除に関する誓約書(別記様式第8号)

別記様式第一号（第四条、第八条関係）

附 則

この規程は、平成二十四年四月一日から施行する。